

平成24年12月19日

(第8回定例会)

# 美瑛町議会議案

## 議 案 目 次

議案第 1 号	美瑛町教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の制定について	-----	1~ 2
議案第 2 号	美瑛町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	-----	3~ 4
議案第 3 号	美瑛町定住促進住宅条例の制定について	-----	5~ 8
議案第 4 号	美瑛町課設置条例等の一部改正について	-----	9~11
議案第 5 号	美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について	-----	12
議案第 6 号	美瑛町保育所条例の一部改正について	-----	13
議案第 7 号	美瑛町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	-----	14~15
議案第 8 号	美瑛町立病院事業の設置に関する条例の一部改正について	-----	16~17
議案第 9 号	専決処分について	-----	18~24
議案第 10 号	平成 24 年度美瑛町一般会計補正予算について	-----	25~42
議案第 11 号	平成 24 年度美瑛町国民健康保険特別会計補正予算について	-----	43~48
議案第 12 号	平成 24 年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算について	-----	49~54
報告第 1 号	専決処分について	-----	55

議案第1号

美瑛町教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例  
に関する条例の制定について

美瑛町教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する  
条例を次のとおり制定する。

平成24年12月19日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例  
に関する条例

(趣旨)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第24条の2第1項の規定に基づき、美瑛町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例を定めるものとする。

(職務権限の特例)

第2条 次に掲げる教育に関する事務は、町長が管理し、及び執行することとする。

- (1) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)
- (2) 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際第2条各号に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行日前に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、町長のした処分その他の行為又は町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

議案第2号

美瑛町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

美瑛町新型インフルエンザ等対策本部条例を次のとおり制定する。

平成24年12月19日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町新型インフルエンザ等対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、美瑛町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 対策本部の長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

議案第3号

美瑛町定住促進住宅条例の制定について

美瑛町定住促進住宅条例を次のとおり制定する。

平成24年12月19日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町定住促進住宅条例

(目的)

第1条 この条例は、美瑛町に定住を希望する者に対し良好な住環境を提供することにより、人口の増加と定住を図り、町の活性化を推進するために設置する美瑛町定住促進住宅（以下「定住促進住宅」という。）の管理運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 定住促進住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
本町団地A棟	美瑛町本町3丁目4番2号
本町団地B棟	美瑛町本町3丁目4番17号

(入居の資格)

第3条 定住促進住宅に入居できる者は、次に掲げる条件を満たしていなければならない。ただし、町長が特別な事情があると認めたときは、この限りではない。

- (1) 町内に新たに転入し、住民登録が可能な者
- (2) 町内に定住を希望し、定住する準備の為の住宅を必要としている者
- (3) 同居親族を有する者

(入居申込み)

第4条 定住促進住宅に入居しようとする者(以下「入居申込者」という。)は、規則で定めるところにより町長に入居の申込みをしなければならない。

(入居の決定)

第5条 町長は、入居申込者から申込みがあったときは、選考のうえ入居の可否を決定し、その旨を入居申込者に通知するものとする。

(入居の期間)

第6条 定住促進住宅の入居期間は、入居の決定を通知した日(以下「入居決定日」という。)から3年以内とする。ただし、町長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(入居の手続)

第7条 定住促進住宅の入居の決定を受けた者(以下「入居決定者」という。)は、入居決定日から30日以内に、規則に定める手続をしなければならない。

(家賃)

第8条 定住促進住宅の家賃は、月額30,000円とする。

(家賃の納付)

第9条 定住促進住宅の入居者(以下「入居者」という。)は、家賃を毎月末日までに納入しなければならない。

2 入退去日が月の途中である場合は、日割り計算による。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第10条 町長は、入居者が特別の事由により家賃の納付が困難な状態にあると認めるときは、規則で定めるところにより家賃を減免し、又は徴収の猶予をすることができる。

(督促又は遅延損害金の徴収)

第11条 町長は、入居者が家賃を第9条第1項の納入期限までに納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 入居者は、前項の規定により指定された納入期限(以下「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、遅延損害金を加算して納付しなければならない。遅延損害金の算定は、美瑛町税条例(昭和47年美瑛町条例第12号)第19条及び第20条並びに附則第3条の2の規定を適用する。



3 町長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事情があると認められる場合においては、前項の遅延損害金を減免することができる。

(敷金)

第12条 町長は、入居者から3月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。

2 前項の規定により徴収した敷金は、住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金等があるときは、敷金のうちからこれを控除する。

3 敷金には、利子を付けない。

(明渡請求等)

第13条 町長は、定住促進住宅の入居決定者又は入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、入居の決定を取消し、又は定住促進住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 第7条の指定期間内に入居の手続を行わないとき。
- (2) 不正な行為によって入居したとき。
- (3) 家賃を3月以上滞納したとき。
- (4) 定住促進住宅を故意にき損したとき。
- (5) 定住促進住宅の管理について必要な指示に違反したとき。
- (6) 第6条の入居の期間が満了したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要であると認めるとき。

2 入居者は、定住促進住宅を立ち退こうとするときは、退去する日の5日前までに届け出なければならない。ただし、前項第2号から第7号までの規定により定住促進住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、明渡請求を行う日(以下「明渡請求日」という。)から30日以内に明け渡さなければならない。

3 入居者は、第1項第2号から第7号までの規定に該当することにより定住促進住宅の明渡請求を受けたときは、町長が明渡しを指定した日の翌日から明渡しの日までの期間の家賃の2倍に相当する額の違約金を支払わなければ

ならない。

- 4 町長は、第1項第6号及び第7号に規定する明渡請求を行う場合は、明渡請求日の6月前までに、入居者にその旨を通知しなければならない。

(注意事項)

- 第14条 入居者は、善良な注意をもって定住促進住宅を正常な状態において使用しなければならない。

(原形変更禁止)

- 第15条 入居者は、町長の許可を得ないで定住促進住宅の建物の原形を変更し、又はその敷地に建物及び工作物を建設することはできない。

(転貸禁止)

- 第16条 入居者は、定住促進住宅の建物の全部又は一部を他に転貸してはならない。

(施行規定)

- 第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。  
(美瑛町公の施設における暴力団排除に関する条例の一部改正)
- 2 美瑛町公の施設における暴力団排除に関する条例(平成9年美瑛町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条中第22号を第23号とし、第21号の次に次の1号を加える。

- (22) 美瑛町定住促進住宅条例(平成25年美瑛町条例第 号)に定める

施設

議案第4号

美瑛町課設置条例等の一部改正について

美瑛町課設置条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年12月19日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町課設置条例等の一部を改正する条例

(美瑛町課設置条例の一部改正)

第1条 美瑛町課設置条例(平成6年美瑛町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、室」及び「(以下「課等」という。)」を削り、「政策調整室」を「政策調整課」に、「商工観光課」を「経済文化振興課」に、「都市建設課」を「建設水道課」に改め、「水道課」を削る。

第2条及び第3条を削る。

第4条を第2条とする。

(美瑛町子ども通園センター条例の一部改正)

第2条 美瑛町子ども通園センター条例(平成8年美瑛町条例第1号)の一部を次のように改正する。

題名中「通園」を「支援」に改める。

第1条中「美瑛町は、心身に障害のある児童に対し、通園の方法により生活の指導及び適応訓練とその家族への指導、助言を行い、もって当該児童の福祉の増進を図るため美瑛町子ども通園センター」を「この条例は、子育て家庭に対する育児支援及び障害児療育事業等の子育て支援を推進することにより、町民が安心して子育てができる環境を整え、子どもの健全な育成及び障害児の福祉の向上に資するため美瑛町子ども支援センター」に改める。

第2条中「通園」を「支援」に改める。

第3条を次のように改める。

(事業)

第3条 子どもセンターは、次の事業を行う。

- (1) 子育ての相談及び指導に関すること。
- (2) 子育ての情報及び学習の機会の提供に関すること。
- (3) 地域の子育て活動に対する育成及び支援に関すること。
- (4) 障害児の生活指導及び適応訓練に関すること。
- (5) その他子育て支援に関すること。

(美瑛町都市計画審議会条例の一部改正)

第3条 美瑛町都市計画審議会条例(平成12年美瑛町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第7条中「都市建設課」を「建設水道課」に改める。

(美瑛町自然の家条例の一部改正)

第4条 美瑛町自然の家条例(平成2年美瑛町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中「美瑛留辺薬1,644番56」を「二股富美」に改める。

第6条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(美瑛町民スキー場設置及び管理条例の一部改正)

第5条 美瑛町民スキー場設置及び管理条例(昭和54年美瑛町条例第32号)の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

(美瑛町郷土資料館条例の一部改正)

第6条 美瑛町郷土資料館条例(平成2年美瑛町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第4条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(美瑛町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第7条 美瑛町水道事業の設置等に関する条例(昭和43年美瑛町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「水道局」を「建設水道課」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行前に第2条の規定による改正前の美瑛町子ども通園センター条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、第2条の規定による改正後の美瑛町子ども支援センター条例の相当規定によりなされた処分、手続き行為とみなす。

### (準備行為)

- 3 第1条の規定による改正後の美瑛町課設置条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第5号

美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について

美瑛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年12月19日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

美瑛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町職員の給与に関する条例（昭和37年美瑛町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第3条第2項」を「前条第2項」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 55歳を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて規則に定める基準によるものとする。

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

議案第 6 号

美瑛町保育所条例の一部改正について

美瑛町保育所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 24 年 12 月 19 日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

美瑛町保育所条例の一部を改正する条例

美瑛町保育所条例（昭和 42 年美瑛町条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（管理の代行等）

第 6 条 町長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に保育所の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に保育所の管理を行わせる場合の業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 保育児童の保育に関する業務
- (2) 維持及び管理に関する業務
- (3) その他町長が定める業務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

美瑛町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

美瑛町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年12月19日 提出

美瑛町長 浜田 哲

美瑛町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町水道事業の設置等に関する条例（昭和43年美瑛町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の2条を加える。

（利益の処分等）

第3条の2 水道事業は、法第32条第2項の規定に基づき、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額があるときは、その残額の20分の1を下らない金額を減債積立金として積立て、残余の額を利益積立金又は建設改良積立金にそれぞれ積み立てることができる。

2 前項に規定する積立金は、それぞれ次の各号に掲げる目的のため積み立てるものとして、当該各号の目的以外の用途には使用することができない。

- (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
- (2) 利益積立金 欠損金をうめる目的
- (3) 建設改良積立金 建設改良事業に充てる目的

3 前項の規定にかかわらず、あらかじめ議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。

（資本剰余金の処分等）



第3条の3 毎事業年度生じた資本剰余金は、法第32条第3項の規定に基づき、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価格をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価格とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

美瑛町立病院事業の設置に関する条例の一部改正について

美瑛町立病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 24 年 12 月 19 日 提出

美瑛町長 浜 田 哲

美瑛町立病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町立病院事業の設置に関する条例（昭和 42 年美瑛町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「各号の一に」を「各号のいずれかに」に改める。

第 9 条の次に次の 2 条を加える。

（利益の処分等）

第 9 条の 2 病院事業は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 32 条第 2 項の規定に基づき、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもって欠損金をうめ、なお残額があるときは、その残額の 20 分の 1 を下らない金額を減債積立金として積立て、残余の額を利益積立金に積み立てることができる。

2 前項に規定する積立金は、それぞれ次の各号に掲げる目的のため積み立てるものとして、当該各号の目的以外の用途には使用することができない。

（1） 減債積立金 企業債の償還に充てる目的

（2） 利益積立金 欠損金をうめる目的

3 前項の規定にかかわらず、あらかじめ議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。

(資本剰余金の処分等)

第9条の3 毎事業年度生じた資本剰余金は、法第32条第3項の規定に基づき、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

- 2 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあっては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

第10条中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

専決処分について

平成24年度の美瑛町一般会計補正予算については、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年12月19日 提出

美瑛町長 浜田 哲

専決年月日 平成24年11月19日

平成24年度 美瑛町一般会計補正予算（第8号）

平成24年度美瑛町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,228,500千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年11月19日 専決

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		907,448	10,000	917,448
	3 国庫委託金	10,207	10,000	20,207
歳入合計		9,218,500	10,000	9,228,500

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,632,158	10,000	1,642,158
	4 選挙費	1,417	10,000	11,417
歳出合計		9,218,500	10,000	9,228,500

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
14				
	3			
		907,448	10,000	917,448
	1			
		10,207	10,000	20,207
		5,928	10,000	15,928

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 選挙費委託金	10,000	1 衆議院議員選挙委託金



(歳出)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2		総務費	1,632,158	10,000	1,642,158	10,000	
	4	選挙費	1,417	10,000	11,417	10,000	
		2	衆議院議員 選挙費	0	10,000	10,000	国庫支出金 10,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報 酬	589	1 みんなで創る住みよい町に向けて	10,000
		(1) 衆議院議員選挙事業	10,000
3 職員手当等	4,995	その他報酬	(589)
		事務従事者超勤等手当	(4,995)
7 賃 金	316	臨時職員賃金(物)	(316)
		費用弁償	(10)
9 旅 費	10	消耗品費(物)	(465)
		食糧費	(114)
11 需 用 費	777	印刷製本費(物)	(98)
		修繕料(物)	(100)
12 役 務 費	1,428	通信運搬費(物)	(410)
		広告料(物)	(950)
14 使用料及び 賃借料	105	手数料(物)	(68)
		使用料(物)	(5)
		賃借料(物)	(100)
18 備品購入費	1,680	事務用備品等購入費	(1,680)
		負担金(補)	(100)
19 負担金補助 及び交付金	100		

議案第10号

平成24年度 美瑛町一般会計補正予算（第9号）

平成24年度美瑛町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ630,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,858,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成24年12月19日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		4,603,041	20,337	4,623,378
	1 地方交付税	4,603,041	20,337	4,623,378
14 国庫支出金		917,448	△8,835	908,613
	2 国庫補助金	649,098	△8,835	640,263
15 道支出金		570,255	32,332	602,587
	2 道補助金	369,631	32,332	401,963
16 財産収入		71,803	2,000	73,803
	1 財産運用収入	34,602	2,000	36,602
17 寄附金		561	265	826
	1 寄附金	561	265	826
18 繰入金		6,140	562,801	568,941
	1 繰入金	6,140	562,801	568,941
21 町債		1,164,400	21,400	1,185,800
	1 町債	1,164,400	21,400	1,185,800
歳入合計		9,228,500	630,300	9,858,800

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,642,158	11,674	1,653,832
	1 総務管理費	1,604,623	12,027	1,616,650
	2 徴 税 費	11,961	△353	11,608
3 民生費		847,913	7,177	855,090
	1 社会福祉費	515,207	7,177	522,384
4 衛生費		949,805	16,055	965,860
	1 保健衛生費	710,832	15,519	726,351
	2 清 掃 費	238,973	536	239,509
6 農林水産業費		890,687	14,015	904,702
	1 農 業 費	567,110	14,015	581,125
8 土木費		1,602,364	3,094	1,605,458
	2 道路橋梁費	769,231	912	770,143
	4 都市計画費	532,130	△263	531,867
	5 住 宅 費	248,773	2,445	251,218
9 消防費		343,665	1,409	345,074
	1 消 防 費	343,665	1,409	345,074
10 教育費		493,660	13,270	506,930
	2 小学校費	122,414	7,324	129,738
	3 中学校費	59,585	5,599	65,184
	4 社会教育費	107,949	347	108,296
	5 保健体育費	41,537	0	41,537
12 諸支出金		413,558	563,606	977,164
	1 普通財産取得費	1,247	563,606	564,853
歳 出	合 計	9,228,500	630,300	9,858,800

## 第 2 表 地方債補正

(変 更)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	変 更 前				変 更 後				
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	
過 疎 対 策 事 業	691,400	証 書 借 入 又 は 証 券 行	3.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	712,800	変更前 に同じ	変更前 に同じ	変更前 に同じ	
(ソフト分)									
児 童 等 福 祉 支 援 事 業	( 20,200)					( 30,500)			
馬 鈴 薯 集 出 荷 選 別 施 設 整 備 補 助 事 業	( 44,900)					( 42,100)			
(ソフト分)									
農 業 支 援 対 策 事 業	( 17,000)					( 14,800)			
横 牛 中 宇 莫 別 線 道 路 整 備 事 業	( 9,500)					( 7,600)			
藤 野 川 向 線 道 路 整 備 事 業	( 19,000)					( 20,300)			
消 防 施 設 整 備 事 業	( 23,700)					( 27,700)			
公 共 (イ ベ ン ト) 広 場 整 備 事 業	( 59,500)					( 59,200)			
(ソフト分)									
子 育 て 支 援 事 業	( 0)					( 8,200)			
小 学 校 大 規 模 改 修 事 業	( 0)					( 4,800)			
合 計	1,164,400				1,185,800				

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
10		地方交付税	4,603,041	20,337	4,623,378
	1	地方交付税	4,603,041	20,337	4,623,378
	1	地方交付税	4,603,041	20,337	4,623,378
14		国庫支出金	917,448	△8,835	908,613
	2	国庫補助金	649,098	△8,835	640,263
	2	衛生費補助金	2,781	165	2,946
	3	農林水産業費補助金	157,000	△9,000	148,000
15		道支出金	570,255	32,332	602,587
	2	道補助金	369,631	32,332	401,963
	2	民生費補助金	19,395	4,832	24,227
	5	農林水産業費補助金	264,441	27,500	291,941
16		財産収入	71,803	2,000	73,803
	1	財産運用収入	34,602	2,000	36,602
	1	財産貸付収入	32,463	2,000	34,463
	2	利子及び配当金	2,139	0	2,139
17		寄附金	561	265	826
	1	寄附金	561	265	826
	1	寄附金	561	265	826
18		繰入金	6,140	562,801	568,941
	1	繰入金	6,140	562,801	568,941
	1	繰入金	6,140	562,801	568,941

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	20,337	1 普通交付税	
1 保健衛生費補助金	165	1 合併処理浄化槽設置費交付金	
1 農業費補助金	△9,000	1 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	
1 社会福祉費補助金	4,832	1 障害者自立支援対策推進費補助金	
1 農業費補助金	27,500	1 地域づくり総合交付金	
2 建物貸付収入	2,000	1 公共建物貸付料	
1 利子及び配当金	0	1 公共施設建設基金運用利子	△100
		2 ふるさと創生事業基金運用利子	△5
		3 生涯学習施設建設基金運用利子	△40
		4 公共施設等整備基金運用利子	140
		5 人づくり育成基金運用利子	5
1 寄附金	265	1 寄附金	
1 繰入金	562,801	1 公共施設建設基金繰入金	260,000
		2 ふるさと創生事業基金繰入金	188,951
		3 生涯学習施設建設基金繰入金	108,890
		4 人づくり育成基金繰入金	5,500
		5 国民健康保険特別会計繰入金	△540



款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
21		町 債	1,164,400	21,400	1,185,800
	1	町 債	1,164,400	21,400	1,185,800
	1	総務債	100,100	8,200	108,300
	3	衛生債	20,200	10,300	30,500
	4	農林水産業債	157,300	△5,000	152,300
	6	土木債	273,500	△900	272,600
	7	消防債	23,700	4,000	27,700
	8	教育債	68,200	4,800	73,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理債	8,200	1 総務管理債 (1) 過疎対策 (ソフト分) 子育て支援事業債	
1 保健衛生債	10,300	1 保健衛生債 (1) 過疎対策 (ソフト分) 児童等福祉支援事業債	
1 農 業 債	△5,000	1 農業債 (1) 過疎対策 馬鈴薯集出荷選別施設整備補助事業債 (2) 過疎対策 (ソフト分) 農業支援対策事業債	△5,000 (△2,800) (△2,200)
1 道路橋梁債	△600	1 道路橋梁債 (1) 過疎対策 横牛中宇莫別線道路整備事業債 (2) 過疎対策 藤野川向線道路整備事業債	△600 (△1,900) (1,300)
2 都市計画債	△300	1 都市計画債 (1) 過疎対策 公共 (イベント) 広場整備事業債	
1 消 防 債	4,000	1 消防債 (1) 過疎対策 消防施設整備事業債	
2 小学校債	4,800	1 小学校債 (1) 過疎対策 小学校大規模改修事業債	

## (歳出)

2	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
	総務費	1,642,158	11,674	1,653,832	10,200	1,474
1	総務管理費	1,604,623	12,027	1,616,650	10,200	1,827
1	職員給与費	1,193,377	233	1,193,610		233
2	一般管理費	55,524	567	56,091		567
3	広聴広報費	4,843	457	5,300		457
11	災害対策費	88,026	72	88,098		72
12	諸 費	42,310	10,698	53,008	地方債 8,200 財産収入 2,000	498
2	徴 税 費	11,961	△353	11,608		△353
1	税務総務費	7,175	△353	6,822		△353

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	233	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 臨時事務員等通勤手当 通勤手当	233 233 (233)
9 旅 費	60	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 一般管理事業	567 207
10 交 際 費	300	使用料 (物) 負担金 (補)	(80) (127)
14 使用料及び 賃借料	80	(2) 職員研修事業 研修旅費	60 (60)
19 負担金補助 及び交付金	127	(3) 交際費 交際費	300 (300)
11 需 用 費	457	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 広報発行事業 印刷製本費 (物)	457 457 (457)
12 役 務 費	37	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 防災無線管理事業	72 72
19 負担金補助 及び交付金	35	手数料 (物) 負担金 (補)	(37) (35)
8 報 償 費	8,698	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 丘のまちびえいすくすくサポート事業 報償 (物)	10,698 8,698 (8,698)
15 工事請負費	2,000	(2) 美瑛町地域情報通信基盤運営事業 維持補修工事 (事)	2,000 (2,000)
19 負担金補助 及び交付金	△353	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 上川広域滞納整理機構負担金 負担金 (補)	△353 △353 (△353)

3	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
1	民生費	847,913	7,177	855,090	4,832	2,345
	社会福祉費	515,207	7,177	522,384	4,832	2,345
	2 高齢者福祉費	32,547	84	32,631		84
	3 障害者福祉費	286,165	6,563	292,728	道支出金 4,832	1,731
	7 地域支援事業費	15,475	530	16,005		530
4	衛生費	949,805	16,055	965,860	10,465	5,590
	1 保健衛生費	710,832	15,519	726,351	10,465	5,054
	3 予防費	40,739	3,085	43,824		3,085
	4 保健センター費	6,443	150	6,593		150
	5 医療扶助費	76,068	12,205	88,273	地方債 10,300	1,905
	6 環境衛生費	34,958	79	35,037	国庫支出金 165	△86

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金補助 及び交付金	84	1 思いやりのある社会福祉のために (1) 訪問看護ステーション利用料軽減助成事業 助成金 (扶)	84 84 (84)
13 委託料	867	1 思いやりのある社会福祉のために (1) 障害者福祉管理事業	6,563 983
18 備品購入費	116	業務委託 (物) 備品購入費 (物)	(867) (116)
20 扶助費	5,580	(2) 障害者自立支援給付費 扶助費	5,580 (5,580)
20 扶助費	530	1 思いやりのある社会福祉のために (1) 包括的支援事業・任意事業 助成費 (扶)	530 530 (530)
13 委託料	3,085	1 思いやりのある社会福祉のために (1) 予防接種事業 医療・衛生委託 (物)	3,085 3,085 (3,085)
11 需用費	150	1 思いやりのある社会福祉のために (1) 保健センター管理運営事業 修繕料 (物)	150 150 (150)
12 役務費	945	1 思いやりのある社会福祉のために (1) 医療費扶助事業	12,205 12,205
20 扶助費	11,260	手数料 (物) 重度心身障害者医療給付事業扶助 乳幼児等医療給付事業扶助	(945) (1,260) (10,000)
19 負担金補助 及び交付金	79	1 活きいきとした暮らしづくりのために (1) 合併処理浄化槽設置整備事業 補助金 (事)  (2) 大雪葬斎組合負担金	79 495 (495)  △416

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
	2	清 掃 費	238,973	536	239,509		536
	3	し尿処理費	72,723	536	73,259		536
6		農林水産業費	890,687	14,015	904,702	13,500	515
	1	農 業 費	567,110	14,015	581,125	13,500	515
	2	農業振興費	552,778	14,015	566,793	国庫支出金 △9,000 道支出金 27,500 地方債 △5,000	515
8		土 木 費	1,602,364	3,094	1,605,458	△900	3,994
	2	道路橋梁費	769,231	912	770,143	△600	1,512
	1	道路維持修繕費	123,631	1,428	125,059		1,428
	2	道路新設改良費	517,952	△516	517,436	地方債 △600	84
	4	都市計画費	532,130	△263	531,867	△300	37
	3	公 園 費	192,488	△263	192,225	地方債 △300	37

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
11 需用費	928	1 活きいきとした暮らしづくりのために	536
13 委託料	△392	(1) 浄化センター管理運営事業	536
		燃料費 (物)	(466)
		修繕料 (維)	(462)
		保守・管理委託 (物)	(△138)
		業務委託 (物)	(△254)
13 委託料	776	1 元気のある産業経済のために	14,015
19 負担金補助及び交付金	13,239	(1) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業	△9,000
		補助金 (事)	(△9,000)
		(2) 農業技術研修センター管理運営事業	776
		指定管理者委託	(776)
		(3) 農業共済加入率向上特別支援事業	△2,261
		補助金 (補)	(△2,261)
		(4) 馬鈴薯集出荷選別施設整備補助事業	△3,000
		補助金 (事)	(△3,000)
		(5) 上川地区生産履歴等記帳支援システム導入事業	27,500
		補助金 (事)	(27,500)
11 需用費	1,428	1 活きいきとした暮らしづくりのために	1,428
		(1) 道路維持修繕事業	1,428
		修繕料 (維)	(1,428)
15 工事請負費	△516	1 活きいきとした暮らしづくりのために	△516
		(1) 横牛中字莫別線舗装新設事業	△516
		整備工事 (事)	(△516)
15 工事請負費	△263	1 活きいきとした暮らしづくりのために	△263
		(1) 公共 (イベント) 広場整備事業	△263
		整備工事 (事)	(△263)



款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
5		住宅費	248,773	2,445	251,218		2,445
	1	住宅管理費	22,409	1,895	24,304		1,895
	2	住宅建設費	226,364	550	226,914		550
9		消 防 費	343,665	1,409	345,074	4,000	△2,591
	1	消 防 費	343,665	1,409	345,074	4,000	△2,591
	1	消 防 費	343,665	1,409	345,074	地方債 4,000	△2,591
10		教 育 費	493,660	13,270	506,930	4,800	8,470
	2	小学校費	122,414	7,324	129,738	4,800	2,524
	1	学校管理費	106,658	7,324	113,982	地方債 4,800	2,524
	3	中学校費	59,585	5,599	65,184		5,599
	1	学校管理費	45,376	5,599	50,975		5,599
	4	社会教育費	107,949	347	108,296		347
	5	図書館及び 郷土資料館 費	61,771	347	62,118		347

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
11 需用費	1,895	1 活きいきとした暮らしづくりのために (1) 町営住宅管理事業 修繕料(維)	1,895 1,895 (1,895)
22 補償補填及 び賠償金	550	1 活きいきとした暮らしづくりのために (1) 旭町団地3号棟建設事業 補償金(事)	550 550 (550)
19 負担金補助 及び交付金	1,409	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 大雪消防組合負担金	1,409 1,409
13 委託料	5,124	1 はつらつとした人づくりのために (1) 休校舎維持管理事業	7,324 2,200
15 工事請負費	2,200	改修工事(事)  (2) 美瑛東小学校大規模改修事業 建築・土木委託(事)	(2,200)  5,124 (5,124)
15 工事請負費	5,599	1 はつらつとした人づくりのために (1) 中学校管理運営事業 整備工事(事)	5,599 5,599 (5,599)
11 需用費	347	1 はつらつとした人づくりのために (1) 図書館管理運営事業 消耗品費(物)	347 347 (347)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
	5	保健体育費	41,537	0	41,537		
	2	保健体育施設費	37,047	0	37,047		
12		諸支出金	413,558	563,606	977,164	563,606	
	1	普通財産取得費	1,247	563,606	564,853	563,606	
	2	公共施設建設基金費	100	△100	0	財産収入 △100	
	5	ふるさと創生事業基金費	5	△5	0	財産収入 △5	
	8	生涯学習施設建設基金費	40	△40	0	財産収入 △40	
	9	丘のまちびえいまちづくり基金費	570	265	835	寄附金 265	
	11	公共施設等整備基金費	0	369,030	369,030	財産収入 140 繰入金 368,890	
	12	人づくり育成基金費	0	194,456	194,456	財産収入 5 繰入金 194,451	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	7	1 はつらつとした人づくりのために
7 賃 金	115	(1) 歩くスキーコース管理事業 通勤手当 (7)
11 需 用 費	205	臨時職員賃金 (物) (115)
12 役 務 費	58	燃料費 (物) (205)
13 委 託 料	△385	通信運搬費 (物) (58)
		保守・管理委託 (物) (△385)
25 積 立 金	△100	1 みんなで創る住みよい町に向けて △100
		(1) 公共施設建設基金の運用管理事業 △100
		積立金 (積) (△100)
25 積 立 金	△5	1 みんなで創る住みよい町に向けて △5
		(1) ふるさと創生事業基金の運用管理事業 △5
		積立金 (積) (△5)
25 積 立 金	△40	1 みんなで創る住みよい町に向けて △40
		(1) 生涯学習施設建設基金の運用管理事業 △40
		積立金 (積) (△40)
25 積 立 金	265	1 みんなで創る住みよい町に向けて 265
		(1) 丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業 265
		積立金 (積) (265)
25 積 立 金	369,030	1 みんなで創る住みよい町に向けて 369,030
		(1) 公共施設等整備基金の運用管理事業 369,030
		積立金 (積) (369,030)
25 積 立 金	194,456	1 みんなで創る住みよい町に向けて 194,456
		(1) 人づくり育成基金の運用管理事業 194,456
		積立金 (積) (194,456)

議案第11号

平成24年度 美瑛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成24年度美瑛町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5.45千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,120千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年12月19日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		900	△553	347
	1 国民健康保険税	900	△553	347
2 繰越金		758	8	766
	1 繰越金	758	8	766
歳入合計		1,665	△545	1,120

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		314	△5	309
	1 徴税費	314	△5	309
2 諸支出金		1,251	△540	711
	2 繰出金	540	△540	0
歳出合計		1,665	△545	1,120

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

		款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
1		国民健康保険税	900	△553	347
	1	国民健康保険税	900	△553	347
		1	一般被保険者国民健康保険税	858	△526
	2	退職被保険者等国民健康保険税	42	△27	15
2		繰越金	758	8	766
	1	繰越金	758	8	766
		1	繰越金	758	8

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 医療給付費 分滞納繰越 分	△508	1 医療給付費分滞納繰越分 (1) 一般被保険者国保税医療分 (過年度分)
4 介護納付金 分滞納繰越 分	△18	1 介護納付金分滞納繰越分 (1) 一般被保険者国保税介護分 (過年度分)
3 医療給付費 分滞納繰越 分	△25	1 医療給付費分滞納繰越分 (1) 退職被保険者等国保税医療分 (過年度分)
4 介護納付金 分滞納繰越 分	△2	1 介護納付金分滞納繰越分 (1) 退職被保険者等国保税介護分 (過年度分)
1 繰越金	8	1 繰越金



## (歳 出)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
1		総務費	314	△5	309		△5
	1	徴税費	314	△5	309		△5
		1	賦課徴収費	314	△5	309	
2		諸支出金	1,251	△540	711		△540
	2	繰出金	540	△540	0		△540
		1	一般会計繰出金	540	△540	0	

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
19 負担金補助 及び交付金	△5	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 賦課徴収費 負担金 (補)	△5 △5 (△5)
28 繰 出 金	△540	1 みんなで創る住みよい町に向けて (1) 一般会計繰出金	△540 △540

議案第12号

平成24年度 美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度美瑛町の水力発電事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,854千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,250千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年12月19日 提出

美瑛町長 浜田 哲

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 発電事業収入		34,100	△1,854	32,246
	1 発電事業収入	34,100	△1,854	32,246
歳入合計		34,104	△1,854	32,250

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		3,932	15	3,947
	1 総務管理費	3,932	15	3,947
3 基金積立金		15,768	△1,869	13,899
	1 基金積立金	15,768	△1,869	13,899
歳出合計		34,104	△1,854	32,250

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
I		発電事業収入	34,100	△1,854	32,246
	1	発電事業収入	34,100	△1,854	32,246
		1 発電電力収入	34,100	△1,854	32,246

(水力発電事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 発電売上収入	△1,854	1 発電売上収入

## (歳 出)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1		総務費	3,932	15	3,947		15
	1	総務管理費	3,932	15	3,947		15
		1	一般管理費	3,932	15	3,947	
3		基金積立金	15,768	△1,869	13,899		△1,869
	1	基金積立金	15,768	△1,869	13,899		△1,869
		1	水力発電施設積立金	15,768	△1,869	13,899	

(水力発電事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	8	1 みんなで創る住みよい町に向けて	15
		(1) 職員給料	8
3 職員手当等	7	一般職給料	(8)
		(2) 職員手当	7
		職員手当等	(7)
25 積 立 金	△1,869	1 みんなで創る住みよい町に向けて	△1,869
		(1) 水力発電事業特別会計基金の運用管理事業	△1,869
		積立金 (積)	(△1,869)



報告第1号

専決処分について

平成24年第5回美瑛町議会臨時会において議決（平成24年8月9日）された、請負契約の締結について（議案第2号）の一部を地方自治法第180条第1項の規定により、専決したので報告する。

平成24年12月19日 提出

美瑛町長 浜田 哲

専決年月日 平成24年12月12日

〔資料〕

項目	変更前	変更後
工事名	旭第3線 道路改良舗装工事	同左
契約金額	56,700,000円	58,590,000円
契約先	美瑛町栄町4丁目4番13号 浜塚建設工業株式会社 代表取締役社長 濱塚 努	同左
変更内容		路面融雪作業